



SuMi TRUST年金ニュース



(平成28年7月1日)

三井住友信託銀行 年金信託部

確定給付企業年金法施行令等の一部改正 (確定給付企業年金の規約変更手続きのご案内)

平成28年5月24日に可決、成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に係る政省令等について、[平成28年5月27日付 SuMi TRUST年金ニュース](#)にてご案内の通り、パブリックコメントの募集手続きが行われておりましたが、6月24日付で政令が、6月30日付で省令・通知がそれぞれ公布・発出されましたので、ご案内いたします。

なお、政令の公布に伴い、確定給付企業年金のお客様におかれましては、規約変更が必要となります。規約変更の手続きにつきましては、P. 3をご確認ください。

改正内容概要

改正事項	概要	政令	省令	通知
〈1〉 確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例の新設に伴う必要事項の規定	改正法により、実施事業所の減少を当該事業所に係る同意なく行うことが認められることとなりましたが、当該実施事業所減少に係る手続き・要件等が規定されました。	○	○	○
〈2〉 脱退一時金相当額の移換の申出に関する要件緩和	(改正法に規定なし) 脱退一時金相当額の移換の申出の期限の「移換先制度の加入後3か月以内」の要件の撤廃されました。	○	-	-
〈3〉 確定拠出年金に積立金を移換する場合において同意が不要な場合の規定	改正法により、DC移換しない事業所について、「移換元DBの掛金が増加しない場合(※)」はDC移換しない者の同意が不要となりましたが、当該(※)の要件が規定されました。	-	○	○
〈4〉 積立金を移換した者に係る給付の支給義務の見直し	DC移換の場合の支給義務の免除が明記されました。(改正法において「厚生労働省令で定める」と規定されているもの。)	-	○	-
〈5〉 権利義務の承継時の手続きの整理	改正法により、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに権利義務の移転・承継を行うことが認められましたが、権利義務の承継に係る規約変更等の手続きが規定されました。	-	-	○

政令、省令及び通知

●DB法施行令

[確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)
[新旧対照条文](#)

[パブリックコメントの結果](#)

●DB法施行規則

[確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)
[新旧対照条文](#)

[パブリックコメントの結果](#)

●通知

[課長通知『確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行等について』](#)

[課長通知『「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について』](#)

[局長通知『「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について』](#)

[パブリックコメントの結果](#)

<参考> [確定拠出年金法等の一部を改正する法律（新旧対照条文）](#)

確定給付企業年金の規約変更手続きについて

○概要

【内容】

確定給付企業年金法施行令第50条の2及び第54条の6が改正され、脱退一時金相当額の移換の申出に関する要件が緩和されたこと（改正事項〈2〉）により、規約の「他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換」の条及び「確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換」の条において、申出の期限として規定されている「移換先制度の加入者の資格を取得した日から起算して3月」の内容について、削除するもの。

※「厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換」については、今回の変更の対象ではありませんので、ご注意ください。

【対象】

確定給付企業年金を実施されている全てのお客様

【施行日（適用日）】

基金型DB：代議員会議決日 又は 理事長専決日（適用日は平成28年7月1日）

規約型DB：事業主が規約変更を行った日等（労働組合等に規約変更を提示した日）（適用日は平成28年7月1日）

【規約変更に係る基金内・社内手続】

基金型DB：代議員会の議決（緊急を要する場合は理事長専決も可）

規約型DB：労働組合又は過半数代表者同意は不要

【規約変更に係る行政宛手続き】

なし（届出不要）

※なお、本規約変更については、次回規約変更時等、速やかに規約変更を行うこととされております。

○規約変更例（新旧対照条文）

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160701shiryou.doc

本改正に伴う規約変更は、原則、上記（改正事項〈2〉）の内容のみとなりますが、以下に該当する確定給付企業年金のお客様におかれましては、それぞれ、該当する内容の規約変更が追加で発生する見込みです。

改正事項〈1〉 確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例の新設に伴う必要事項の規定

⇒対象：当該特例を導入する確定給付企業年金のお客様

改正事項〈5〉 権利義務の承継時の手続の整理

⇒対象：転籍に伴う権利義務移転承継の取扱いについて予め規約に規定されている確定給付企業年金のお客様

詳細内容について、引き続き確認中であり、判明次第別途ご案内いたします。

改正内容詳細

〈1〉 確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例の新設に伴う必要事項の規定

DB法	DB基金又は事業主が、その実施事業所を減少させようとする場合には、改正前は、当該減少させようとする事業所の事業主及び労働組合等の同意が必要であったところ、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認・認可を得ることで、当該事業所の同意なしでDBから減少させることができるようにする。（実施事業所の減少の特例）
DB法 施行令	<ul style="list-style-type: none"> ●実施事業所の減少の特例の手続き ・実施事業所の減少の特例の手続きを以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 規約型DB：減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意の取得 ② 基金型DB：代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決
DB法 施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ●実施事業所の減少の特例の要件等 ・実施事業所の減少の特例の要件等を以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「『DBを継続することが困難』であると認められる場合」は、実施事業所の減少の特例に係る要件等を規約に定めた後、<u>当該事業主が1年分を超えて掛金の納付を怠った場合（事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができなかつた場合を除く。）</u>とする。 ② 減少事業所の事業主に弁明の機会を与えることとする。 ③ 承認・認可の申請にあたって以下の書類を添付する。 <ol style="list-style-type: none"> A 減少事業所以外の労働組合等の同意を得たことを証する書類（規約型DB） B 掛金の納付を怠った理由の弁明の内容を記載した書類 C 減少事業所の事業主の掛金の納付状況を示した書類 D その他必要な書類 ④ 以下の事項については、現行法令を準用する。 <ol style="list-style-type: none"> A 代表事業主による申請（規約型DB） B 実施事業所の減少に係る掛金の一括徴収の額の計算方法
通知	<ul style="list-style-type: none"> ●実施事業所の減少の特例の規約に定める事項 ・実施事業所の減少の特例の規約に定める事項を以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 実施事業所を減少させるための要件 ② 実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の掛金が増加する場合に、当該増加する額に相当する額を掛金として一括拠出する旨 ③ ②の一括拠出額の算定方法 ④ 実施事業所を減少させる場合の手続（規約型DBについては、全ての事業主が各実施事業所の掛金の納付状況を定期的に確認できる措置を講じておくこと。）

省令に添付書類が規定され、パブリックコメントからBが追加されました。

通知の発出に伴い、規約に定める事項の詳細が明確になりました。

政令の公布に伴い、緩和の対象となる移換先制度が明確になりました。

〈2〉 脱退一時金相当額の移換の申出に関する要件緩和

DB法 施行令	<ul style="list-style-type: none"> ●DBの脱退一時金相当額の移換の申出の期限の変更（緩和） ・DBの脱退一時金相当額の移換の申出の期限について、「移換先制度 (※) の加入後3か月以内」の要件を撤廃する。 <ul style="list-style-type: none"> <改正前> 「移換元DBの加入者資格の喪失から1年を経過する日又は移換先制度 (※) の加入者資格の取得から3月を経過する日のいずれか早い日まで」 <改正後> 「移換元DBの加入者資格の喪失から1年を経過する日まで」 <p>(※) 緩和の対象となる移換先制度は、確定給付企業年金、確定拠出年金となります。（厚生年金基金は緩和の対象外となります。）</p>
--------------------	---

〈3〉確定拠出年金に積立金を移換する場合において同意が不要な場合の規定

DB法	DBの一部をDCに移換する際の要件として、改正前は以下の同意が必要とされていた。 (1) DCに移換する者の1/2の同意(事業所ごと) (2) DCに移換しない者の1/2の同意(制度全体) (2)について以下のとおり見直しを行う。 ・「(制度全体)」を「(事業所ごと)」とする。 ・DCに移換しない者のみからなる事業所について、DBの掛金が増加しない場合、(2)の同意を不要とする。
DB法 施行規則	●DCに移換しない者のみからなる事業所の同意が不要となる場合の要件 ・DBの一部をDCに移換する場合に、DCに移換しない者のみからなる事業所の同意が不要となる場合の要件を以下のとおりとする。 ①実施事業所が減少する場合(一部加入者の減少を含む)であって、以下のいずれかの場合 A 他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合 B 実施事業所の減少に係る掛金の一括徴収を行う場合 ②DCへの移換による <u>責任準備金減少額(※1)</u> が、積立金減少額(※2)を下回らない場合 <div style="text-align: center;"> $\text{責任準備金減少額(※1)} \geq \text{積立金減少額(※2)}$ </div> ③DCへの移換による積立金減少額(※2)から <u>責任準備金減少額(※1)</u> を控除した額に相当する額を、過去勤務債務の額に係る特別掛金額として、DC移換対象事業所の事業主が拠出することを規約で定めている場合 <div style="text-align: center;"> $\begin{array}{ c } \hline \text{特別掛金収入現価} \\ \hline \text{責任準備金減少額(※1)} \\ \hline \end{array} = \text{積立金減少額(※2)}$ </div> <p style="text-align: center;"> <u>(※1) 責任準備金減少額 = 数理債務減少額 - 特別掛金及び次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却するための掛金の収入現価の減少額</u> </p> <p style="text-align: center;"> (※2) 積立金減少額 + DCへの移換に係る一括徴収額(注) = DCへの移換額 (注) DC移換分の積立金がDCへの移換額を下回る場合、当該下回る額 </p>
通知	●DCへの移換時の事業所別特別掛金の取扱い ・上記③において特別掛金が設定された場合には、当該特別掛金により手当てされていない過去勤務債務を従前の取扱いにより合理的に按分した実施事業所別の過去勤務債務に基づいて実施事業所別の特別掛金が算定できることとする。

パブリックコメントにおいては、数理債務減少額とされておりましたが、責任準備金減少額に変更されました。

〈4〉積立金を移換した者に係る給付の支給義務の見直し

DB法 施行規則	●DCへの移換に伴う支給義務の免除の明確化 ・DCへ積立金の一部を移換したときの支給義務の免除(当該移換に伴い加入者の給付の額を減額することにより、当該給付の支給に関する義務を免れる)について、DB法施行規則に明記する。
---------------------	---

〈5〉権利義務の承継時の手続の整理

DB法	DB間の権利義務移転・承継を行う際、厚生労働大臣の承認・認可が必要であるところ、本人の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可は不要とする。
通知	<ul style="list-style-type: none">●DBの権利義務承継の手続き・他のDBから権利義務を承継し、当該承継した給付の設計を変更する場合（給付の設計の変更の方法があらかじめ規約に定められている場合に限る。）には、規約の変更を行う必要があるが、権利義務の承継の承認又は認可の申請書類に、規約の変更に必要な書類を添付することで、権利義務承継に係る申請と規約変更に係る申請を一体的に申請できる。・厚生労働大臣の承認・認可を受けずに権利義務承継を行う場合は、給付の設計の変更の方法があらかじめ規約に定められている場合であっても、別途規約変更の手続が必要であることを明記する。

通知に手続きの内容が規定されました。ただし、詳細については現在確認中であり、判明次第、改めてご案内いたします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825